連合愛知
・労災の防止
・快適な職場
・心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14－18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684－０００３
FAX(052)684－０３０３
連合愛知ホームページからも閲覧できます
http://www.rengo-aichi.or.jp

新たな体制のもと更なる活動の推進を！

連合愛知安全衛生センター第27回定期総会を開催

12月1日（火）連合愛知安全衛生センター第27回定期総会が、構成組織の代議員・傍聴者、安全衛生センター理事など約60名が参加。来賓には連合愛知土肥会長、愛知労働局岡田安全課長のご臨席のもとで開催された。

持田理事長

安全衛生センターを代表して持田理事長は、「本年の愛知労働局管内における労働災害は、10月末時点の速報値で、休業４日以上の災害が4,633件（うち死亡が34件）発生している。約200件減少しているが、まだまだ仕事中に怪我や尊い命が失われている。　また、健康・衛生面おいても、社会環境の変化や職場の人間関係等々により、強い不安、悩み、ストレスを抱えている労働者の割合は約６割と、い依然として高い水準で推移している。“職場におけるメンタルヘルス対策”をはじめ、労働組合として組合員の心と体の健康をいかにして守っていくかが引き続き課題となっている。来年度の活動計画は後ほど事務局長が提案するが、引き続き各構成組織をはじめ、関係する組織・行政などとの連携を深め、組合員の「安全と健康」の維持・確保に、全力で取り組んでいく所存である。　安全衛生センターの活動に対して、変わらぬ各構成組織のご理解・ご協力をお願いするとともに、今も職場で働く全ての仲間の安全と健康を祈念する。」とあいさつをした。

土肥会長

岡田安全課長

酒井事務局長は2015年度活動報告の中で、安全衛生センター活動が25年を経過し、９年ぶりに労災防止活動推進ハンドブックを作成･配布したこと、初めて韓国の労働組合と安全交流を行ったことなどの活動報告を行った。

続いて、本総会に連合本部および東海ブロックからメッセージが寄せられ、前野所長から披露された。

田宮議長

酒井事務局長は2016年度活動方針について、５つの柱〈①労災の未然防止・健康づくり活動の推進②安全衛生活動のレベルアップ③活動に役立つ情報提供と啓発活動④労働保険の加入促進と事務サービスの拡大⑤県民に開かれた活動と関係団体との連携〉について、これまで以上に活動を推進していくとの提案を行った。

27回目で初の女性議長となったフード連合の田宮代議員のスムーズな議事運営もあり、議案すべて満場一致確認された。

連合愛知安全衛生センターは新たな役員体制のもと今後とも、心と体の安全・安心のために積極的な活動を進めていく。

安全衛生Q&A

【問題】倉庫の整理を上司に頼まれたあなたは、表示が消えている液体の入った容器を見つけた。あなたは、どちらの行動をとるか

（イ）上司に処理方法を相談する

（ロ）自分で判断し、中身を捨てて、容器を廃棄物として処理をする

答えと解説は裏面

AIDS IS NOT OVER だから、ここから

今井課長補佐

12月１日の世界エイズデーに合わせ、連合愛知２０１５年世界エイズデーフォーラムを開催した。

以下に愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課今井勇治氏の講演内容の抜粋を報告する。

まず初めに、世界エイズデーというのは、ＷＨＯ（世界保健機構）が1988年に、エイズの蔓延防止、患者・感染者に対する差別偏見の解消を図る目的に定めたものである。

日本でも12月１日を中心にエイズに関する正しい知識の啓発活動が実施されている。今年度のテーマは「ＡＩＤＳ　ＩＳ　ＮＯＴ　ＯＶＥＲだから、ここから」である。一時よりマスコミでは取り上げられる機会が減っているが、エイズはまだ終わっていない。だから、一人ひとりが予防、啓発、支援の具体的な行動が求められている。

ＨＩＶ感染症とＡＩＤＳの基礎知識

ＡＩＤＳは、Acruired（後天性）Immuno（免疫）Deficiency（不全）Syndrome（症候群）で免疫機能が働かなる病気のこと。

ＨＩＶはHuman Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）というウイルス名であり、ＨＩＶ感染症はＨＩＶに感染している状態のことである。

ＨＩＶ感染源は４つしかない！

①血液②精液③膣分泌液④母乳だけが感染源で、感染経路は以下の３つ。

①性的接触による感染が８割以上（中でも同性間がその７割以上）②血液による感染③母子感染であり、性交渉以外の日常生活で感染することはない。

だから、正しいコンドームの使用が必要である。

ＨＩＶ／ＡＩＤＳの現状

世界では3,690万人の感染者・患者がいる。南アフリカが７割を占め、次ガアジアとなっている。そして、毎年200万人が新たに感染し、120万人が死亡している。抗ＨＩＶ治療によりピークの2004年より41％減少しているが、日本は先進国の中で唯一増加している。

平成26年度末で24,561人（ＨＩＶ感染者16,953エイズ患者7,658）毎年新規感染者は1,000～1,100人となっている。

愛知県は累計で1,501人、毎年100人前後の報告がある（本年は11月25日現在93人）。７割程度が同性間の性交渉によるもの。年代別では、20代から40代で８割を占めている。また、ショッキングな出来事として今年初めて10代のエイズ患者が出た。ＨＩＶ／ＡＩＤＳは今や死の病ではない。だから、早期発見・早期治療が必要である。

職場とＨＩＶ／ＡＩＤＳ

感染者の大半が世帯主で、旧来のイメージや偏見や誤解で働きにくさを感じている。服薬と１～３カ月に１回の通院の確保ができれば他の慢性疾患と同様、今までとほぼ同じ生活ができる。再度強調すると、日常生活では感染しない。特別扱いも不要である。ＨＩＶ／ＡＩＤＳの正しい知識を共有し、病気や障害を持っている人が共に働きやすい職場づくりを進めてほしい。

採用経験のある会社の経験談のＤＶＤも貸し出しをしているので利用していただきたい。

愛知県の対策

１．啓発事業

①エイズキャンペーン（世界エイズデー）の開催

②感染症予防指導者セミナーの開催

③大学等新人向けのリーフレットの作成・配布

④男性同性愛者向けの検査勧奨チラシの作成・配布

⑤ラジオ番組（ＺＩＰ－ＦＭ）でのエイズ予防啓発

⑥ＮＬＧＲ（ナゴヤ　レズビアン　アンド　ゲイ　アンド　リボリューション）

イベントへの行政広報ブースの出店

2．相談事業

①保健所における相談体制の整備

②エイズ情報センターの整備（相談専用電話：052-972-9200）（平日９時～ 17時）

3．ＨＩＶ検査事業

①各保健所無料匿名検査の実施

②名古屋医療センター委託ＨＩＶ抗体検査

4．研修事業（医療従事者向け）

最後に、ＨＩＶ感染者／ＡＩＤＳ患者に対する差別・偏見を無くすためにご理解・ご支援をお願いします。

ストレスチェックの留意点

（９月１１日の講演報告―最終回）

5．制度の背景と目的

（1）背景は２つ。近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み又はストレスを感じている労働者が30年以上にわたり５割を超える状況にある。

（2）仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が年々増加傾向にあり、2000年の申請件数は200件であったが、昨年は1450件に、認定件数においても19件から497件まで増加した。労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することがますます重要な課題となっている。

石見忠士氏

（3）目的は、労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実行してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するためで、うつ病にならないために実施する（１次予防）であって、うつ病の早期発見・早期対応（２次予防）のためではない。

6．ストレスチェックというけれど

「労働安全衛生法」で義務化されている以下の３点はできているか？

（1）産業医・衛生管理者を選任しているか。衛生委員会を設置し運営されているか。（50人以上の事業場が対象）

（2）一般定期健康診断は確実に実施しているか。事業者は実施する義務を負い、労働者も受ける義務がある（ストレスチェックは労働者に実施義務はない）。そして、事業者は医師の意見を勘案し、適切な措置を講じなければならない。

（3）長時間労働者への医師による面接指導は確実に行われているか。１か月100時間を超える労働者に対し結果を通知し、労働者が申し出を行えば、事業者は実施しなければならない。また、今回の安全衛生法の改正に関連して、違法な長時間労働を繰り返す企業に対する取り締まり、企業名を公表するということが、既に６月からスタートしている。その指導・公表基準も含めて“心の耳”を検索していただきたい。**カトク**（過重労働撲滅特別対策班）が取り締まった記念すべき第１号は「ＡＢＣマート」であった。

7．企業ではどんな対応が必要か

（1）社内体制整備

産業医、衛生管理者の選任、衛生委員会の設置、運営健診機関の選定、労働時間の算定と通知

（2）内規の策定

衛生委員会で調査審議すべき事項（１１項目）は指針に書かれているが、これらを自社に当てはめて文書化する。

実施体制・役割分担を決めておく。

①制度全体の担当者【必須】（衛生管理者、メンタルヘルス推進担当者など）

②ストレスチェックの実施者【必須】（医師、保健師、看護師など）

③ストレスチェックの実施事務実務者（実施者を補助する者）

④面接指導を担当する医師【必須】（産業医が望ましい）

⑤社内システム担当者（厚労省が11月に公開したＩＴシステムで、これを活用すれば外部委託しなくても済む。その場合に自社用に事前設定が必要となる）ちなみに、このシステムは個人のストレスチェックを出力する機能や集団ごとの集計・分析結果を出力する機能がある。

（3）外部委託の検討

社内でできる部分・できない部分の切り分けと外部委託

8．注意しなければならないこと

（1）情報保護と不利益扱いの防止

（2）労働者の個人情報が適切に保護され、不正な目的で利用されない、そして労働者が安心して受け、適切な対応や改善につなげられる仕組みである

（3）不利益扱い禁止については、衛生委員会での実施方法のルール化に当たり労働者側委員から主張していかなければならない。

（4）情報管理については、５年間保存となっている。

9．まとめ

（1）メンタルヘルスに関する法律的知識（判例等を含む）の取得

個別的なトラブルが起こってくることが想定される。もめて裁判まで行くと会社のイメージが悪くなる。そこまでいかないうちに、法律的な知識を身に付け、事業者側視点と労働者保護の視点をもって対応すること。判断材料は法律・判例であり、衛生委員会で決めた社内規定である。その対応結果について、客観的な事実を残しておくことが重要である。

（2）主観が重視される時代だからこそ、衛生委員会で話し合い客観的判断となる内規文書の作成が重要である。

従業員も経営者も互いに不信感を持たない信頼しあえる職場、皆が素直に話しができ、ストレスチェックに回答できる職場風土が大切である。

化学物質のリスクアセスメントが義務化

愛知労働局安全衛生労使専門家会議が11月16日（月）行われた。鈴木伸宏労働基準部長は、10月に名古屋で開かれた全国産業安全衛生大会について「愛知労働局も全面的にバックアップし、皆さんのご協力で大阪大会を超える参加者があり、延べでは２万人を超えた。

11月９日現在、災害発生状況について、前年比では死亡者数・死傷者数とも減少した。ただ、第12次労災防止推進計画上では、過去２年間増加したことから目標には少し届かない。

年末に労災が多発する傾向であるため、昨年から「年末安全衛生推進運動」を行っているので、協力をお願いする。転倒災害においては皆さんの意見をもとに、効果のある資料を作成したいと思うのでご意見をいただきたい。

ストレスチェック制度についても、来年12月までには全事業場に周知する予定であるが、ご意見やご指摘をいただきたい。また、化学物質のリスクアセメントについても同様にお願いしたい。」とあいさつがあった。

その後、岡田安全課長、林健康課長から資料説明があり、意見交換を行った。

各委員からは前回も指摘があったようにイラストや絵を入れ、インパクトのある見やすい資料にしてほしいという要望が出された。これらの意見を今後の取り組みに活かしていくこととなった。

なお、化学物質のリスクアセスメントの義務化については、安全データシート（ＳＤＳ）交付義務の640物質が対象であり、これを製造・取り扱うすべての事業場が対象となる。

卸売業や飲食業、医療・福祉施設も含まれることから、対象事業場は多いと思われる。来年６月施行までに厚労省がＰＲしている『**ラベルでアクション**』を参考に準備を促したい。

【答え】（イ）

中に何が入っているか分からない容器を思い込みで判断して処理をしてはいけません。もしかすると、その中には「危険物」や「有害物」と呼ばれる、爆発性、発火性、可燃性、毒性のあるものが入っている可能性もあります。気を利かせて片付けたつもりでも、事故を引き起こすことがありますので、内容物が不明な容器は、必ず上司か安全衛生担当者に相談してから処理するようにしましょう。